

仮処分決定

当事者 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の平成29年(㉜)第 119 号 仮処分
命令申立事件について、当裁判所は、債権者の申立てを相当と認め、
債権者に金30万円
の担保を立てさせて、次のとおり決定する。

主 文

債務者は、別紙投稿記事目録記載の各投稿記事を仮に削除せよ。

平成 29 年 2 月 6 日

東京地方裁判所民事第9部

裁判官 小谷 岳 央

当 事 者 目 録

(送達場所)

〒104-0031 東京都中央区京橋1-6-13 金葉ビル6階
グローウィル国際法律事務所
電話03-6263-0447
FAX03-6263-0448

債権者代理人 弁護士 中野秀俊

シンガポール共和国 〒367998 80プレイフェアロード 07-15
カポ ファクトリー ビルディング

(80 PLAYFAIR ROAD #07-15 KAPO FACTORY BUILDING SINGAPORE (367998))

債務者 パケットモンスターインク ピーティーイー
エルティーディー

(PACKET MONSTER INC. PTE. LTD.)

上記代表者代表取締役 エフェンディ アーメッド ハリス メリカン
(EFFENDY AHAMED HARITH MERICAN)

投稿記事目録

URL <http://ai.2ch.sc/test/read.cgi/venture/1474975613/>

投稿番号 1

投稿日時 2016/09/27(火) 20:26:53.98

URL <http://ai.2ch.sc/test/read.cgi/venture/1474975613/>

投稿番号 2

投稿日時 2016/09/27(火) 20:31:43.91

URL <http://ai.2ch.sc/test/read.cgi/venture/1474975613/>

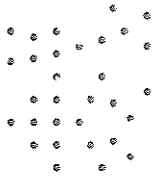
投稿番号 4

投稿日時 2016/09/28(水) 21:40:10.25

URL <http://ai.2ch.sc/test/read.cgi/venture/1474975613/>

投稿番号 5

投稿日時 2016/09/28(水) 23:00:27.86



これは正本である。

平成 29 年 2 月 6 日

東京地方裁判所民事第9部

裁判所書記官 柄本友恵

